



予防技術資格者章交付式を行いました

令和2年7月9日、有明広域消防本部研修室において、火災予防に関する高度な知識や技術を有する者として消防庁が定める、予防技術資格者の資格を有する職員25名に対し、予防技術資格者章を交付いたしました。

建築物への立入検査等が強化されている中で、査察（立入検査）等を通じて、さらなる火災予防の推進強化を図ります。今後も組織全体で、予防業務に対する知識を高め、住民の皆様の安心安全のために、火災予防の強化に努めてまいります。



予防技術資格者とは



予防技術資格者とは、火災予防に対する高度な知識や技術を有する者として消防庁が定める資格で、「予防技術検定試験」に合格し、一定の実務経験を有し、消防長が予防技術資格者として認定した者をいいます。

資格者の区分

- 1 防火査察～立入検査、防火管理又は違反処理等の防火査察に関する業務
- 2 消防用設備等～消防同意、消防用設備等に関する業務
- 3 危険物～危険物に関する業務

